



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ  
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ  
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>  
発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会  
鳥取市若葉台南1-17  
TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311  
編集責任者 村澤 幸二

## 第34回「ゼロ災55」無災害運動

令和4年11月7日(月)～令和4年12月31日(土)

スローガン

声掛けし合える安全職場

みんなで目指そう 55ゼロ災

スローガンは、(株)明治製作所 松村隆宏 氏 の作品です。

佳作 災害は慣れと手抜きと油断から 初心を忘れず ゼロ災55

((株)東郷電機製作所 寺井恵子 氏 の作品です。)

「ゼロ災55」無災害運動は、年末までの55日間を運動期間（本年11月7日から12月31日まで）として、当該期間中の鳥取県内企業における「労働災害の発生ゼロ」を目指す独自の取組で、平成元年から毎年度実施し、本年度で34回目を迎えます。

令和4年9月末現在の鳥取県における労働災害（休業4日以上）は、636件で前年同時期に対し258件の増加（新型コロナを除いた場合358件で前年同時期に対し3件の増加）となっています。

本年は、労働災害を減少させるために計画的に取り組む「第13次労働災害防止推進計画」の最終年度でありますので、目標達成に向けて、労働災害防止のための取組を一層促進させていく必要があります。

会員事業場の事業者、労働者の皆様には、本運動期間中「職場から労働災害を出さない。」という目標の達成に向けて、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ、労働災害防止活動への集中的な取組をお願いします。

### ◎「ゼロ災55」6つの柱

ア 墜落・転落災害防止対策の推進

イ 転倒災害防止対策の推進

ウ はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進

エ 交通労働災害防止対策の推進

オ エイジフレンドリーガイドラインによる取組の推進

カ 健康確保対策の推進

### ◎事業場の実施事項

ア 経営トップによる職場安全衛生パトロールの実施

イ 安全管理者、衛生管理者、産業医等安全衛生担当者の職務励行

ウ 安全朝礼、作業開始前ミーティングの実施

エ 安全衛生旗の掲揚、「ゼロ災55」スローガンの掲示、「ゼロ災55」リーフレット等による安全衛生意識の高揚

オ 「安全『見える化』とっとり運動」の取組の実施

カ 危険性・有害性の調査（リスクアセスメント）によるリスクの評価及びこれに基づく安全衛生対策の実施

キ 5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）活動、危険予知活動の推進と活性化

ク 建設機械、荷役運搬機械を用いた作業における作業計画の作成と労働者への周知

ケ 積雪・凍結時における転倒災害防止等安全対策の徹底

コ 定常・非定常作業における作業手順見直し

サ 交通危険予知訓練等の交通労働災害防止対策の実施  
シ 高年齢労働者の特性や健康・体力の状況に配慮・  
対応した職場環境の改善  
ス 効果的な安全衛生教育の実施  
セ 心の健康づくり計画の策定及びストレスチェック  
の実施  
ソ 健康診断と事後措置の実施  
タ 長時間労働者に対する医師等による面接指導等の  
実施  
チ 年末無災害運動推進大会等の実施  
ツ 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を  
防止するためのチェックリストを活用した対策の実施

令和4年労働災害発生状況（速報） 令和4年9月末現在集計 鳥取労働局

業種別	合計			
	令和4年 死傷者数	平成3年 死傷者数	増減数	増減率 (%)
全産業	(1) 636	(3) 378	258	68.3
うち新型コロナを除く	(1) 358	(3) 355	3	0.8
製造業	94	96	-2	-2.1
木材・木製品・家具装備品製造業	3	8	-5	-62.5
鉄鋼・金属製品製造業	9	12	-3	-25.0
機械器具製造業	13	6	7	116.7
食料品製造業	37	46	-9	-19.6
上記以外の製造業	32	24	8	33.3
建設業	(1) 87	(2) 51	16	31.4
土木工事業	23	10	13	130.0
建築工事業	(1) 29	(1) 27	2	7.4
木造家屋建築工事業	9	(1) 9	0	0.0
その他の建築工事業	(1) 20	18	2	11.1
その他の建設業	15	(1) 14	1	7.1
運輸交通業	40	38	2	5.3
道路貨物運送業	35	37	-2	-5.4
その他の運輸交通業	5	1	4	400.0
林業	8	11	-3	-27.3
その他の事業	427	(1) 182	245	134.6
卸・小売業	73	42	31	73.8
飲食店	6	11	-5	-45.5
清掃業・ビルメンテナンス業	29	13	16	123.1
旅館・ホテル業	6	3	3	100.0
保健衛生業	244	59	185	313.6
通信業・金融業等	17	14	3	21.4
上記以外のその他の事業	52	(1) 40	12	30.0

# 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

## 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します！

近年深刻な社会問題となっている過労死について、その現状や課題、防止対策について探ります。



### 基調講演

#### 「産業医としてできること、やってきたこと ～長時間労働防止や 職場のハラスメント対策を中心に～」

原島 浩一 氏(産業医・原島産業医事務所代表)

### 取組事例紹介

#### あすなろ会

#### (過労死遺族による体験談発表)

#### 山陰過労死等を考える家族の会

高橋 真一 氏(弁護士・副代表)

高木 栄子 氏(代表)

### 会場のご案内

国際ファミリープラザ2階 ファミリーホール(鳥取県米子市加茂町2丁目180番地)

・JR米子駅より徒歩7分・米子空港より車で約20分・無料駐車場完備 自家用車50台

**●日時 2022年11月18日(金) 13:30～15:30(受付13:00～)**

**●参加無料 <事前申し込みが必要です。>**

※新型コロナウイルス感染症の影響により事前申し込みをお願いいたします。  
尚、定員に達し次第締め切りとなりますのでお早めにお申し込みください。

**●Webからの申し込み:**以下ホームページをご覧いただき、申し込みをお願いいたします。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

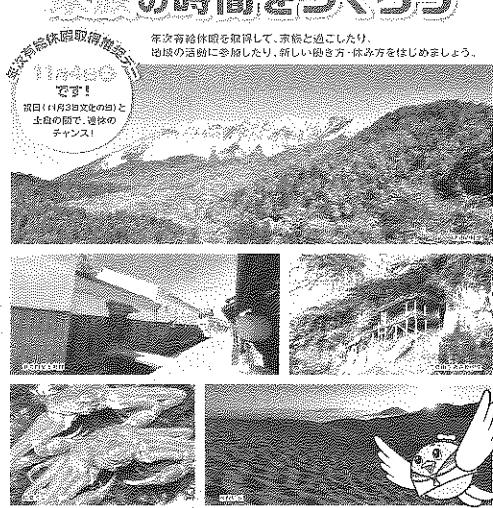
過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



スマートフォンで  
QRコードを  
読み込んで下さい。

### 年次有給休暇を活用して の時間をつくろう



（厚生労働省・鳥取労働局・労働基準監督署：鳥取県  
主催）<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-00001.html>

### 年次有給休暇を活用して 家族の時間をつくろう

11月は鳥取働き方改革推進キャンペーン月間です。

年次有給休暇の取得促進は、働く人にとっては心身の健康保持・増進、会社にとっては生産性向上や企業イメージの向上につながります。また、鳥取県は四季折々のイベントや沢山の観光資源に恵まれており、年次有給休暇を取得しこれらを活用すれば、地域の活性化にもつながります。

このため、地域が一体となって年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

詳しくは、鳥取労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

鳥取労働局雇用環境・均等室 ☎0857-29-1709

# 鳥取県最低賃金が改正されました

鳥取県最低賃金額	発効年月日
時間額 854円	令和4年10月6日

鳥取県最低賃金は、業種や規模及び常用・臨時・アルバイト・パート・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、県内の事業所で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

最低賃金額には、次の賃金は含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室（電話0857-29-1705）または各労働基準監督署にお問合せください。

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

職場で新型コロナウイルスに感染した方へ  
業務によって感染した場合  
**労災保険給付の対象となります**

○対象となるのは

- ・感染経路が業務によることが明らかな場合
- ・感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務  
※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合  
※(例1)複数の感染者が確認された労働環境下での業務  
※(例2)顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- ・医師、看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として労災保険給付の対象となります
- ・症状が持続し(罹患後症状があり)、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象となります

詳しくは厚生労働省HPのQ&A  
(項目「5労災補償」)をご覧ください。



知っていますか？

自分の最低賃金

鳥取県 最低賃金

時間額  
**854円**

令和4年 10月6日から

33円UP

会社員、パート、  
アルバイトの方、学生さんなど  
働くすべての人と  
雇う人のためのルールだよ！

厚生労働省

規制なしに効率よくお問い合わせください  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-kyouiku/roudoukyoku.html>

お困りの方にお問い合わせください  
鳥取労働局ホームページアドレス  
[https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage\\_00195.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_00195.html)

11月は「テレワーク月間」です  
12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

11月はテレワークの集中取組期間として、テレワークの普及促進に向けた広報等を行っています。時間や場所を有効に活用でき、働き方の多様性を広げるテレワークの積極的な実践をお願いします。

また、12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です。年末は業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすい時期になります。改めてハラスメントが起こらない職場づくりを意識していただくようお願いします。鳥取労働局ではハラスメント防止の必要性や法令に基づき必要となる取組の周知のため、集中的な啓発活動を実施しています。

11月と12月にオンラインセミナーを開催しますので、ぜひご参加ください。詳細は労働局HPからご覧いただけます。

働き方改革関係セミナー・説明会等一覧

[https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage\\_00195.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_00195.html)

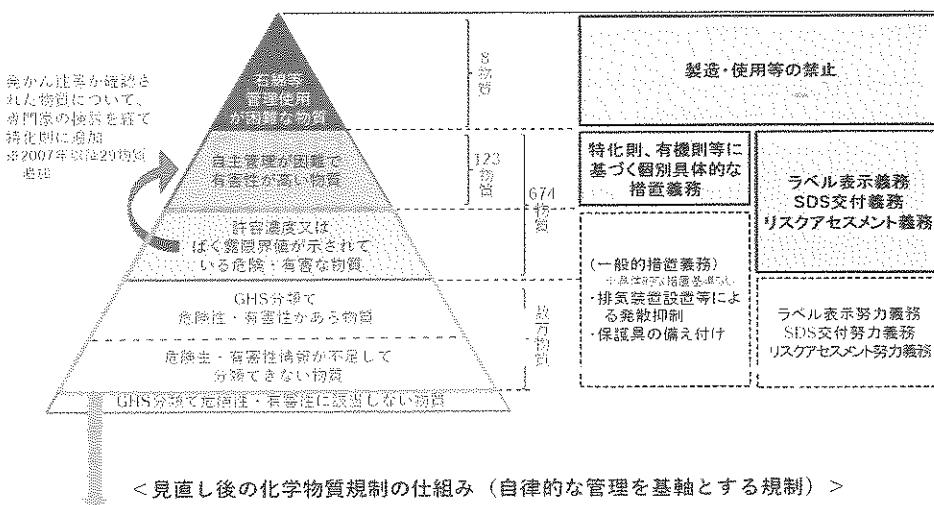
# 新たな化学物質規制について

化学物質による休業4日以上の労働災害（がん等の遅発性疾患を除く。）の原因となった化学物質の多くは、特定化学物質障害予防規則等の化学物質関係の特別規則（以下、「特別規則」といいます。）の規制の対象外となっています。

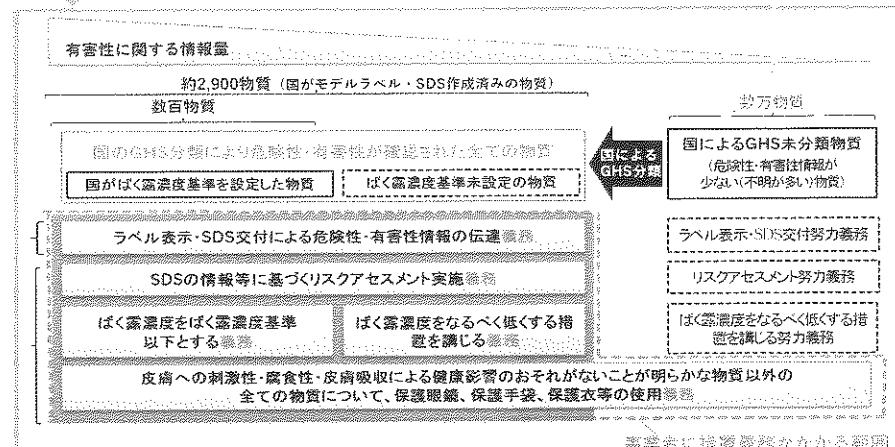
この状況を踏まえ、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の労働安全衛生関係法令の一部を改正し、規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度（下図）を導入することとなりました。

- この新たな化学物質規制の主なポイントは、
- ①ラベルの表示やSDSによる通知の対象となる物質（リスクアセスメントの実施義務対象物質）の大幅な増加
- ②リスクアセスメントの実施とその結果を踏まえての労働者のばく露濃度の低減化の義務付け
- ③化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることの義務付け
- ④自律的な管理に向けた実施体制の確立の義務付け（化学物質管理者、保護具着用管理責任者の選任、雇入れ時教育における科目省略規定の撤廃等）
- ⑤特別規則において義務付けられている作業環境測定の結果が第3管理区分となった事業場に対する措置の強化

<現在の化学物質規制の仕組み(特化則等による個別具体的な規制を中心とする規制)>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



## 11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です



～大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！～

### 事業主の皆様へ

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧いただくか、鳥取労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

（「しわ寄せ」防止特設サイトURL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

## 外国人を雇用したい・している企業等を「フレスク」が支援

高度外国人材など外国人労働者を新たに雇用したい企業、あるいは現に雇用している企業や在留外国人に関する諸課題に取り組む地方公共団体を支援することにより、外国人受入れ環境を整備するために、外国人在留支援センター（フレスク）が開設されています。

### 外国人を雇用する際の各種の相談に無料で対応

中でも厚生労働省関係の「東京外国人雇用サービスセンター」では、高度外国人材（留学生、専門・技術的分野の在留資格）の職業相談・紹介、就職面接会の開催、インターンシップの実施のほか、外国人雇用に関する情報提供・相談など事業主向けサービスを提供しています。また、東京労働局労働基準部が外国人特別相談支援室を開設し、外国人労働者の労働条件に関する相談に応じ、改善策を支援しています。

### 産業医・専門家・通訳を配置して支援。講師も派遣

さらに、公益社団法人東京労働基準協会連合会が厚生労働省からの受託事業として「安全衛生班」を開設し、①相談窓口に産業医、専門家、通訳を配置し、外国人労働者を雇用する事業主や外国人労働者からの相談に一元的に対応する、②相談者の希望に応じ、個別に事業場を訪問して、安全衛生管理水準を診断したり、必要な改善を指導・支援する、③構内・構外協力企業集団、工業団地などの事業主集団の研修会への外国人労働者の安全衛生関係専門講師を派遣しています。以上のサービスや支援策のご利用はいずれも無料です。

外国人労働者が安全に、安心して、意欲的に働き、そして事業の発展に寄与できるよう「安全衛生班」の支援活動のご利用（無料）をお勧めします。

フリーダイヤル 0120-816703

ナビダイヤル 0570-011000

令和4年度 2022年12月1日 ▶ 2023年4月30日

## 安全衛生教育促進運動

### 事業主の皆さん！

労働安全衛生法により 雇入れ時教育・職長等教育、技能講習・特別教育などが義務づけられています

#### 正しい知識で職場を安全・健康に！

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。

「新たな生活様式」の下での教育研修の実施、オンライン研修の適切な利用などを通じ、計画的に安全衛生教育を促進・支援することが大切です。

※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら、職場の安全と健康を守る取り組みを進めることができます。教育に際しては、適切な感染予防対策を講じましょう。



主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

# 事業場の安全・健康・快適の 問題解決を応援!

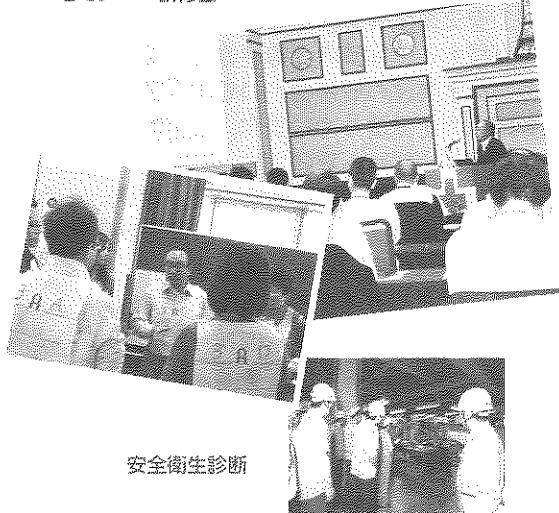
## 中災防賛助会員 入会のご案内

企業の自主的な安全衛生活動を支援(人物育成・技術サポート・情報発信)します

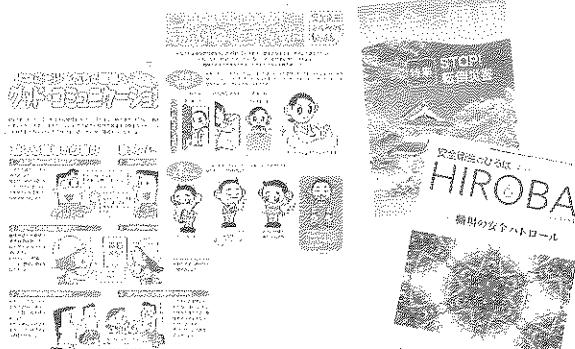
賛助会員にご加入いただくと以下の特典があります。

- ★教育研修・専門技術の利用
- が会員料金
- ★定期刊行物の配布

セミナー・研修会



安全衛生診断



- ★各週間の時などに  
ポスター、用品、図書の配布



※現在はマスク着用等の感染  
防止対策を徹底したうえで  
実施しています。

- ★「全国産業安全衛生大会」  
のご優待

- ★安全衛生ホットラインの利用

### 入会方法

- いつでもご入会いただけます。申込書に必要事項をご記入の上、E-mailまたはFAXにてお申込みください。年度途中のご入会の場合、会費は月割りとなります。
- 会費は年会費1口50,000円、従業員50人未満の事業場は1口40,000円です。お申し出により、5月と10月の年2回の分割納入ができます。
- 事業場単位でのご入会となります。
- 入会申込書到着後、入会月の10日頃に会費の請求書等、関係書類をお送りいたします。
- お問合せ：中央労働災害防止協会 教育推進部  
(TEL: 03-3452-6049)または最寄りの安全衛生サービスセンターにお問い合わせください。

全ての働く人々に安全・健康を

～Safe Work, Safe Life～

**JISHA**  
Japan Industrial Safety & Health Association

## 中央労働災害防止協会

教育推進部

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2  
Tel. 03-3452-6049 (ダイヤルイン)  
Fax. 03-5443-9845 E-mail: kaiin@jisha.or.jp  
<http://www.jisha.or.jp/about/sanjo/index.html>